

## 特定事業場に係わる排除基準

		排 除 基 準	
		1日の排水量が50m <sup>3</sup> 以上の 事業場	1日の排水量が50m <sup>3</sup> 未満の 事業場
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.03
シアン化合物	mg/ℓ	1	1
有機燐化合物	mg/ℓ	0.2	0.2
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1
6価クロム化合物	mg/ℓ	0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1
テトラクロロレチレン	mg/ℓ	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.2
4塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.02
チウラム	mg/ℓ	0.06	0.06
シマジン	mg/ℓ	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.2
ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10	10
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	8	8
アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素	mg/ℓ	380未満	380未満
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.5
水素イオン濃度		5を超え9未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	600未満	—
浮遊物質	mg/ℓ	600未満	—
N-ヘキサン抽出物質	鉱物油類	mg/ℓ	5
	動植物油脂類	mg/ℓ	—
フェノール類	mg/ℓ	0.5	0.5
銅及びその化合物	mg/ℓ	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ	10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ	1	1
クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	2
ニッケル及びその化合物	mg/ℓ	1	1
温度	°C	45未満	45未満
沃素消費量	mg/ℓ	220未満	220未満
ダイオキシン類	P g/ℓ	10	10
外 観		受け入れ水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと	
備 考		数値の後に記載が無い場合は、「以下」 太枠内は、直罰規定 この表は、令和6年4月1日より適用されます。 暫定基準が適用される場合があります。	